法務省政策評価に関する基本計画

令和5年3月30日 法務大臣決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)第6条及び政策評価に関する基本方針(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、法務省における政策評価を適切かつ計画的に実施するため、法務省政策評価に関する基本計画(以下「本基本計画」という。)を以下のとおり定める。

なお、本基本計画における「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」(評価法第2条第2項)であり、以下で定義する「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」全てを指すものとする。

- ○政策(狭義):特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を 目的とする行政活動の大きなまとまり
- ○施策:上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする 行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な 方策や対策と捉えられるもの
- ○事務事業:上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政 手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの

1 目的

法務省における政策評価は、以下の目的のために実施する。

- (1) 法務省の使命と政策のあるべき姿を体現する。
- (2) 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を確保する。
- (3) 国民本位で効率的な質の高い行政を実現する。
- (4) 法務省の政策の改善につなげる。
- (5) 法務省の政策相互の適切な連携や組織的な学びを推進する。

2 計画期間

本基本計画の対象期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

3 政策評価の実施に関する方針

(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

政策評価の目的の達成に向けた具体的な取組の内容及びその取組により 期待する効果など政策評価の実施に関する基本的な考え方を以下のとおり 明らかにする。

- ① 政策評価の実施により期待する効果 法務省の政策評価は、以下の効果が生まれることを期待して実施する。 ア 政策の改善並びに政策の質及び行政の政策形成能力の向上
 - イ 職員の意識改革の進展による国民本位の効率的で質の高い行政及び 国民の視点に立った成果重視の行政の実現
 - ウ 政策評価に関する一連の情報の公表による国民に対する行政の説明 責任の徹底、政策及びそれに基づく活動の透明性の確保並びに行政に 対する国民の信頼性の向上
- ② 具体的な取組 前項の効果を発揮させるため、以下のことに取り組む。
 - ア 政策体系の明示

おり定める。

法務省が所掌する基本政策、政策、施策を体系化した政策体系を定め、毎年作成する法務省事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)において明示する。

- イ 証拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policymaking) の推進 政策の目指す姿や、政策を構成する施策・事業の課題、活動内容とその効果の関係を明らかにすることは、改善につながる政策評価を行う上で前提となることから、ロジックモデルの活用など証拠に基づく政策立案 (EBPM) の実践に積極的に取り組む。
- ウ 政策評価に携わる関係者間での認識の共有 政策立案の実施に携わる職員や政策評価に関する外部有識者などの 関係者が、政策評価の実施に当たり共有する基本的な認識を、以下のと

(ア) あるべき姿と現状との差が課題であるという前提の下、政策の実施状況や現場の実情を的確に把握しようとする。

- (イ) 政策の見直しは悪いことではなく、必要であれば、ちゅうちょなく 改善することがよいことであると意識する。
- (ウ) 効果検証等の結果、期待した効果が認められなかった場合でも、次 なるエビデンスが得られたものと前向きに評価する。
- (エ) 仮に不十分さが残る検証であっても、効果検証を行わないことに 比べて高く評価する。
- (オ) 現場との密接なコミュニケーションを通じて、政策課題や実施状況を把握しようとする。
- エ 行政事業レビューとの連携、政策評価の重点化及び効率化
 - (ア) 行政事業レビューとの連携

政策評価と行政事業レビューの一体的な実施に向け、政策評価の 方式に関係なく、原則全ての事務事業を対象として作成される行政 事業レビューシートを法務省の政策評価の標準的な様式として取 り扱い、政策の立案から評価・改善に至るまでの政策のサイクル全 体を効果的に回していくための基盤と位置付ける。

(イ) 政策評価の重点化及び効率化

政策評価を政策の改善につなげる重要な機会とするため、全ての 政策を対象に、固定的・画一的な方法で政策評価を実施する方法を 改める。

具体的には、それぞれの政策の特性に応じて、各政策のプロセスにおける取組を活用しつつ、政策の企画立案や改善等につなげやすい時期、方法・単位で実施することなどにより政策評価を実施する政策等の重点化を図るほか、予算要求など政策立案の過程で作成等した資料を評価資料として活用するなどにより政策評価の実施に係る作業の効率化を図る。

(2) 政策評価の方式

政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに以下の方式から適切な評価の方式を採用して実施する。

① 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、 選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期 待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が 国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か、行政関 与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に 見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要 に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

② 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、 政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目 した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定 するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や 最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、課題の解決に資する 多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、 特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果がどのように現れて いるかを様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る課題を把握する とともに、その原因を分析するなど総合的に評価する方式

4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、評価法第3条第1項に明示された以下の(1)ないし(3)の観点のほか、評価の対象とする政策の特性や評価方式に応じて、主として(4)ないし(6)に掲げる観点も加味して評価を行う。

(1) 必要性

ア 当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か。

イ 行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。

(2) 効率性

ア 当該政策に基づく活動に投入された費用等に見合った効果が実際に得られているか、又は投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるか。

イ 当該政策において求める効果を、より少ない費用等で得られないか。

ウ 当該政策に基づく活動に投入された、又は投入される予定の費用等に より、より大きな効果が得られる活動が他にないか。

(3) 有効性

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られているか、 又は得られる見込みがあるか。

(4) インパクト

当該政策の実施により、社会にどのような影響を与えたか。

(5) 改善・学習

ア 取組を通じて得られた新たな知見について共有されているか、又は組 織運営や予算要求等に活用されているか。

イ 課題の設定や評価を行う際に、現場職員や受益者・当事者、関係者の 声を聞いているか、又は聞くための仕組みが用意されているか。

(6) 分かりやすさ

ア 政策の目的、現状、課題及び対策に論理的なつながりはあるか、また、 客観的な根拠は認められるか。

イ 今後の改善策は、設定された課題を踏まえたものとなっているか。

5 政策効果の把握に関する事項

(1) 政策効果の把握の方法

政策効果の把握に当たっては、できる限り政策の効果を定量的に把握することができる手法を用いることとする。

ただし、対象とする政策の特性から、その効果を定量的に把握することが困難な場合、又は定量的に把握することが政策評価の目的に結び付かない場合には、政策の効果を定性的に把握する手法を用いる。

なお、政策の効果を定性的に把握する手法を用いる際の基本的な考え方 については、別途定める。

(2) 政策効果の把握に当たっての留意点

政策を所管する部局等(以下「政策所管部局」という。)は、当該政策に

基づく活動の実施過程等を通じて政策の効果の把握に必要な情報が効果的・効率的に入手できるよう、また、情報の収集等により相手方に過大な負担を掛けることがないよう、その収集・報告の方法等に配慮する。

6 事前評価の実施に関する事項

(1) 基本的考え方

政策の企画立案や実施に当たっては、その利害得失を個別具体的に比較検討し、選択を行うことが必要であり、特に、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものなどについては、事前に期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、その選択の合理性を確保する必要があり、このような分野の政策につき、以下の観点を考慮し、可能な限り、事前評価を行う。

- ア 政策の目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして 妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか。
- イ 政策の実施により、費用に見合った効果が得られるか。
- ウ より上位の行政目的の実現のために必要な効果が得られるか。
- エ より効率的で質の高い代替案がないか、政策の目的に照らし、その効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、他の政策よりも優先的に 実施する必要があるか。

なお、上記イの観点から評価を行うに当たっては、可能な限り、予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較する。その際、効果については、受益の範囲や対象を極力特定し、可能な限り定量化し、費用については、政策に係る直接的な支出のみならず、政策により付随的に発生するそれ以外の費用についても含めることを検討する。

(2) 事前評価の実施対象

事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。

- ア 法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備(ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舎整備、緊急整備に係るものを除く。)
- イ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

なお、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努める。

- ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係 る政策
- エ その他事前の検証が必要と認められる政策
- (3) 事前評価の評価方式

事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。

7 事後評価の実施に関する事項

(1) 基本的考え方

事後評価は、法務省の主要な政策について、その状況を国民に明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善、新たな政策やその実施手段の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。

(2) 事後評価の実施対象

事後評価(事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。)は、原則として政策体系に掲げる政策を対象に、おおむね1年から5年の周期で、それぞれの政策の特性に応じて、その単位(政策(狭義)・施策・事業)及び評価の方法を選択して実施する。

ただし、次に掲げるものは、個別の事件等における職員の権限行使や法律の適用、法律の制定・改廃に関するなど、その政策の特性から、政策について自ら評価を行い、その結果を政策の見直し・改善につなげるという政策評価の目的になじまないこと又は他の法律等で第三者機関による評価を受けることが義務付けられていることを踏まえ、評価の対象としない。

- ア 検察権の行使
- イ 訟務の事件処理、登記官・供託官の個々の権限行使等
- ウ 債権管理回収業の審査監督
- エ 独立行政委員会である公安審査委員会の所掌事務
- オ 基本法制の整備、諮問を受けて調査審議、資格審査等を行う審査会の 所掌事務
- カ 総合法律支援法 (平成 16 年法律第 74 号) に基づく総合法律支援の実施

(3) 基準とする事後評価の方法

事後評価(事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後 検証として行う評価・検証を除く。)は、実績評価方式及び総合評価方式を 基準の方法とする。

ただし、実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる政策立案プロセスを有する政策の評価は、同プロセスによることとする。

(4) 事後評価の実施方法

ア 実績評価方式による評価

行政事業レビューシートを活用して、あらかじめ、当該事務事業の目 的及び達成すべき目標、その達成度合いを測るための目標(値)を設定、 公表し、原則として毎年、それらの達成度合いを評価する。

イ 総合評価方式による評価

政策等の全体像を示す「政策パッケージ」及び関係する施策等の関係

性を明らかにする「ロジックモデル」を作成、公表した上で、おおむね5年に一度、様々な角度から当該政策等の分析を行い、その成果及び課題を 把握するとともに、今後の取組方針等について検討し、明らかにする。

なお、政策パッケージ及びロジックモデルの様式及びその内容は、実施計画において定め、明らかにする。

また、政策等の毎年のモニタリングは、当該政策等のロジックモデルで設定した指標の状況を確認するほか、当該政策等に関連する行政事業レビューシートを活用して行う。

ウ 実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる政策立 案プロセスにより決定等される計画の扱い

次の要件を満たす政策立案プロセスを経て計画等が決定される政策 については、当該プロセスを経ることにより、事後評価が行われたもの として扱う。

- (ア) ある特定の政策について、その現状や課題を整理した上で、一定期間内に当該政策等が目指すべき姿やそのための具体的な施策の内容、取組の方向性、効果を測定するための指標などを盛り込んだ計画・方針等が作成されていること
- (4) 計画等を検討するための会議(審議会や懇談会、検討会など名称は問わない。)が設置されており、その会議の構成員として外部有識者が参加していること
- (ウ) 計画等に盛り込まれた政策等の実施状況を把握し、その成果や課題等を明らかにするために会議が開催されるなど、外部有識者の意見を 聴取していること
- (エ) 計画等を作成することが、法律や政府決定等で義務付けられている

以上の要件を満たす政策立案プロセスにより作成等された計画等その他関連資料は、本基本計画に基づく事後評価の資料として扱う。

なお、これに該当する政策等の毎年のモニタリングは、当該政策に関連する行政事業レビューシートを活用して行う。

(5) 実施計画の策定

各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法は、実施計画で定める。

(6) 事前評価を実施した政策

上記 6 (2) により事前評価を実施した政策は、上記 6 (3) の方法により事 後評価を実施する。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより、次の政策に生かされ、政策の質を高めることに意義がある。

そのため、政策評価の実施に当たっては、政策評価制度やEBPMを始め

とする新たな政策立案の考え方、評価対象となる政策について専門的知識を 有する学識経験者や実践的知識を有する者等(以下「学識経験者等」という。) の協力を得ることが重要である。

(1) 政策評価有識者会議の設置・開催

法務省の実施する政策評価の客観性・公正性を確保するとともに、政策立案及び評価の質の向上を図るため、政策評価制度又は評価対象政策について専門的知識を有する学識経験者等から構成する法務省政策評価有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置し、開催する。

(2) 有識者会議その他学識経験者等の知見の活用

有識者会議では、評価方法や評価に必要なデータの収集方法、評価手順等について、法務省の政策形成・評価の質的改善を図る視点から、学識経験者等の助言を得るなどして、その知見を活用する。

また、学識経験者等の知見の活用に当たっては、有識者会議のほか、政策評価の対象とする政策の特性等に応じ、学識経験者等からなる研究会等や外部研究機関、審議会等の諮問機関の活用を図る。

9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

(1) 基本的な考え方

大臣官房秘書課政策立案・情報管理室(以下「政策立案・情報管理室」という。)は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び関係する大臣官房各課に通知し、通知を受けた各局部課等においては、政策評価の結果を、予算要求をはじめとする政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映するものとする。

(2) 政策への反映状況の公表

政策所管部局は、総合評価方式、実績評価方式及び事業評価方式による 評価を実施した政策について、その評価結果の政策への反映状況を政策立 案・情報管理室に報告する。

政策立案・情報管理室は、報告を受けた内容を速やかに取りまとめ、評価 法第 11 条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況として、総務大臣に 通知するとともに、公表する。

10 政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 公表方法

政策評価に関する情報の公表は、法務省のホームページを通じて行うほか、必要に応じて、政策立案・情報管理室において随時行う。

(2) 公表事項

本基本計画及び実施計画のほか、毎年の政策評価の結果、政策評価結果の政策への反映状況その他政策評価に関する情報を公表する。

なお、評価法第 10 条に基づく評価書及びその要旨等の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバ

シー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の考えに基づき適切に対応する。

(3) その他

政策立案・情報管理室及び政策所管部局は、外部からの検証を可能とするため、政策評価を行う過程において使用した資料を適切に保存する。

11 政策評価の実施体制に関する事項

政策立案・情報管理室及び政策所管部局は、以下の役割分担の下、相互に連携を図りながら政策評価を実施するものとする。

(1) 政策立案·情報管理室

政策評価に関する基本的事項の企画及び立案、政策評価の総括及び実施 その他の政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、以下に掲げ る事務を行う。

- ア 本基本計画、実施計画の立案及びその他の政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
- イ 政策所管部局が実施する政策評価に関する指導及び援助並びに政策評価に係る結果の取りまとめ、公表その他の政策評価の総括
- ウ 政策立案・情報管理室において政策評価を実施するのが相当であると 認める政策に係る政策評価の実施
- エ 評価結果の政策への反映の推進及び反映状況の取りまとめ、公表
- オ 政策評価に必要な職員の人材確保の推進及び資質の向上

また、政策所管部局が行った評価について、評価の客観性、評価手法の適 正性、評価内容の妥当性のほか、上記4に定める政策評価の観点から審査 する。

その過程で、必要に応じ、政策立案・情報管理室は、各政策所管部局に対し説明を求め、意見を述べることができるものとする。

(2) 政策所管部局

政策評価として、対象となる政策の実施状況を把握するほか、今後の課題及び取組方針等を検討し、その内容を評価書等の案として取りまとめる。

12 実施庁である公安調査庁の実績評価に関する事項

中央省庁等改革基本法(平成 10 年法律第 103 号)第 16 条第 6 項に規定する実施庁である公安調査庁の実績の評価は、本基本計画に基づく政策評価として実施する。

13 その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、政 策立案・情報管理室とし、法務省のホームページ等において受け付ける。ま た、寄せられた意見・要望については、関係する政策所管部局へ回付する。

(2) 他府省等との連携・協力

政策立案・情報管理室は、内閣官房行政改革推進本部事務局や総務省など政策形成・評価の質の向上等に取り組む他の府省等と積極的に情報や意見を交換するほか、必要に応じて連携・協力を図る。

(3) 基本計画の見直し

本基本計画は、評価法又は基本方針の見直し、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行う。

附則

- 1 本基本計画は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 法務省政策評価に関する基本計画(平成31年3月29日法務大臣決定)は、廃止する。